

## 愛知県との災害時基本協定、 宅地建物取引業協会・建築士会との意見交換会について

令和2年1月20日(月)、愛知県と災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定の締結式が、愛知県公館において行われた。

本協定には、愛知県建築士会、愛知県建築士事務所協会、愛知県不動産鑑定士協会の3団体も加わり、5者での協定締結となった。

冒頭、大村知事から、「近年、自然災害が日本全国で頻発し、この地方においても南海トラフにおける連動型巨大地震等の被害が想定されており、今回の協定における各団体の活動については心強く感じている。」とのあいさつがあった。

その後、各団体代表者のあいさつがあり、伊藤会長からは「実際、災害が発生した場合、発生した地域からの応援は難しい。愛知県のみならず、応援要請があれば隣県等へも人員派遣を行っていきたい。」との力強い発言があり、知事、各団体代表者による記念撮影で締結式は幕を閉じた。

協定が締結されたことにより、今後は一層災害に対し、調査士会として意識を高めていく必要があると、改めて感じた。

同日午後1時30分からは、調査士会、愛知県宅地建物取引業協会および愛知県建築士会との3者による意見交換会が、愛知県不動産会館において行われた。

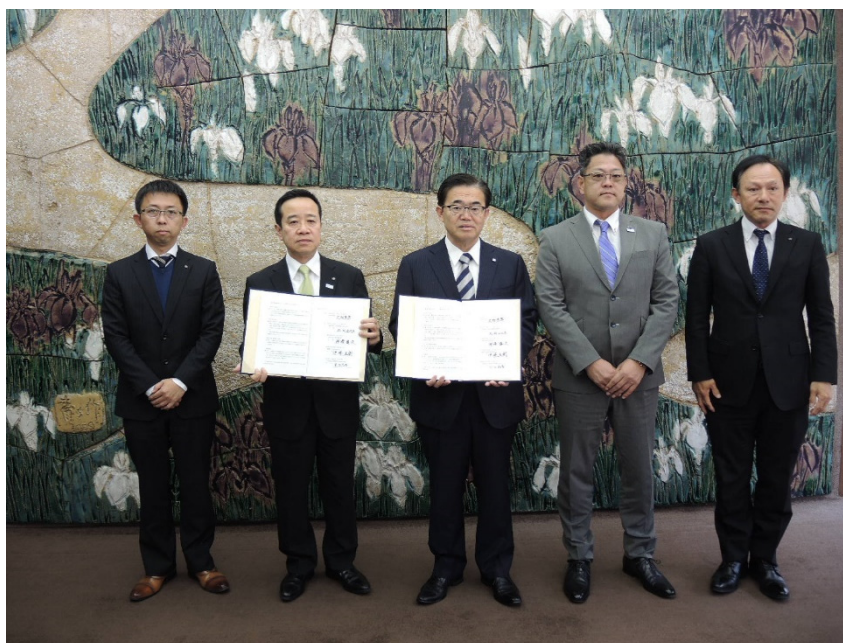
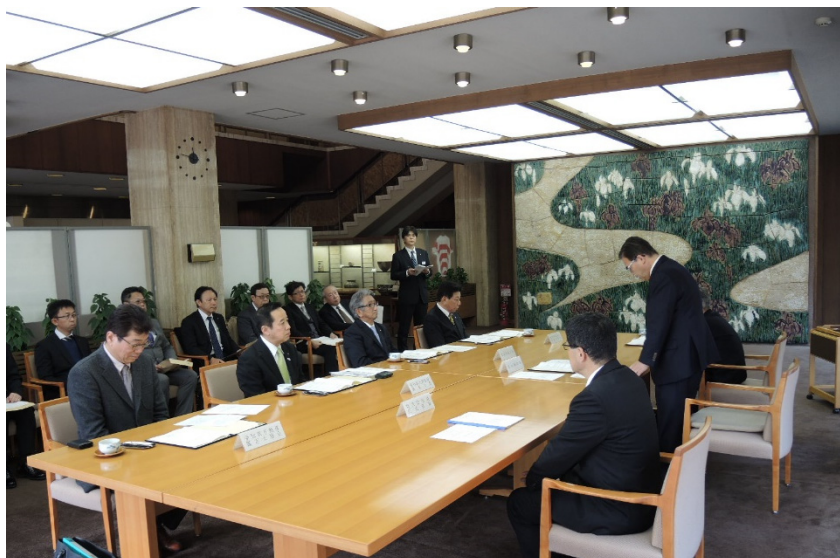
当会からは、災害協定に関し、現状報告、今後の展開および各団体の近況(宅建協会においては、居住支援協議会への加入により、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援等。建築士会においては、避難所の応急危険度判定、歴史的建造物の維持、保全等に対するサポート等)について意見を交わした。

宅建協会からは、空き家対策、所有者不明土地についての報告があった。空き家対策に関しては、空き家の安心・安全な取引、トラブルの未然防止等を目的とした「空き家マイスター」認定制度を創設し、登録者を増やしていること、現実には相談者の多くが、解体したいが費用の捻出が難しく困っていること等の内容であった。

建築士会からは、危険ブロック塀改修、木造・非木造建物の耐震改修の促進等についての報告があった。名古屋市による危険ブロック塀等撤去助成、そして耐震化支援制度に関し、昭和56年5月以前に着工した木造・非木造の耐震診断が利用でき、木造については無料、非木造については補助制度があるという内容であった。

各団体対応策はそれぞれであるが、業務においても身近な存在であり、連携を強めていけば大きな成果を生むことも期待できると感じた。引き続き 3 者による意見交換を継続していく。

(総務財務部理事 三浦 一行)



愛知県と災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定の締結式

2 枚目左から 三浦理事、伊藤会長、大村愛知県知事、服部副会長、梅村副会長